

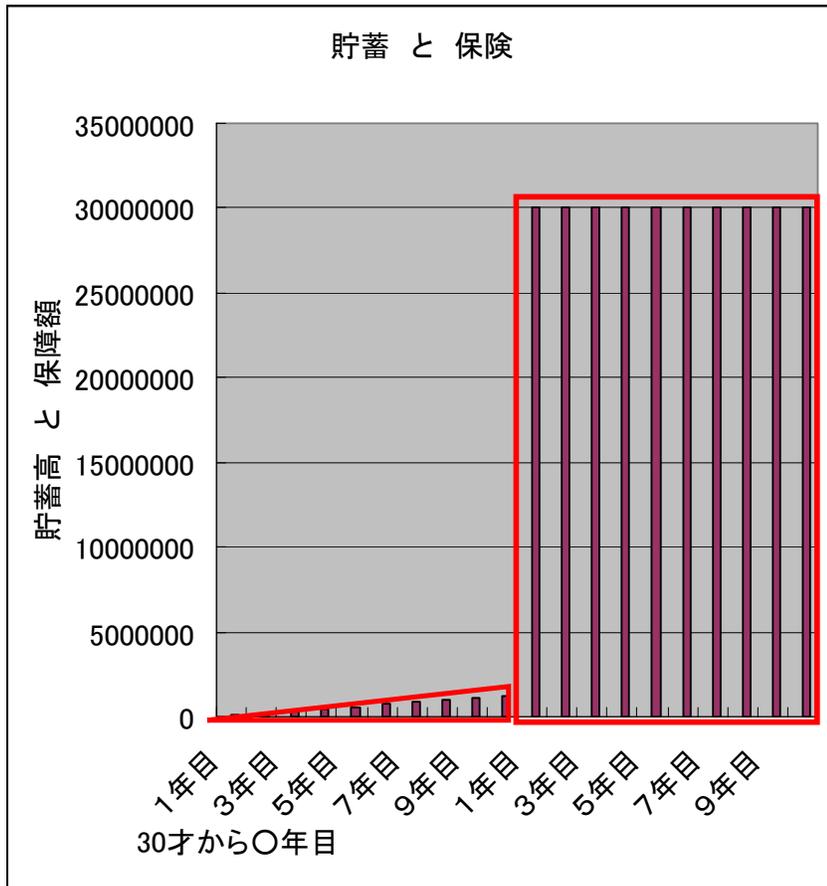
生命保険の基本を学んでみよう！！

はじめに

生命保険には平成のはじめころ流行った「一時払い養老保険」のように、金融商品としての面もありますが、その**本来の機能はリスクコントロール**です。

いま、一家の大黒柱が亡くなったとき、その後の生活費をまかなうにはどうしたらよいのか……と考えた場合、結婚以来10年間コツコツと1万円ずつ積み立てしてきた預貯金120万円では、子供二人を抱えた奥様は、頭を抱えてしまいます。

ところが、毎月1万円を積み立てた場合と、月保険料1万円の生命保険に入っていた場合とでどんなことが違ってくるのか考えて見ましょう。



貯金は三角で
保険は四角

保険の例

大同生命Rタイプ

(無配当無解約払戻金型定期保険)

標準型 40歳男性 保険期間10年

保険金額 3,000万円

月保険料 9,480円

貯蓄の場合 月1万円×12ヶ月×10年=120万円

保険の場合 月約1万円 ⇒ 3,000万円

いざと言う時、遺族の手元に残るお金

私達は、なぜ保険に入るのでしょうか？

それは、いざと言う時、遺族が生活に困らないように備えるためです。

ですから、もし、遺族の生活に必要な資金が上記例のように3,000万円だった場合、将来使う予定のない預金が、3,000万円ある・・・という方には、保険は必要ありません。たとえば、赤ちゃんが生まれたばかりで、親御さんもまだ若く、生活に余裕がない（多額の預金などの資産がない）という方にこそ、もっとも保険の効果が生きるということが出来ます。残念ながら、(私のように)自転車操業の生活状況にある方は、十分な備えのあるお金持ちの方と違い、保険料という出費によって、生活の安定を図るしかないというのが実状です。

その保険によるリスクヘッジを考えるにあたって、重要なのは、その必要保障額の算定です。保険をもらって、以前より、豊かな生活が送れる・・・というのは、ナンセンスです。必要かつ最低限の保障を、最低限の保険料によって実現するのが基本的な考え方といえるでしょう。

大同生命の契約の例は、30歳男性が被保険者の場合で、約月1万円の保険料でいくら位の保険に入れるかを示しています。なお、大同生命のCMをしてはいるわけではなく、単にシュミレーション数値を得る方法がほかになかったからです。

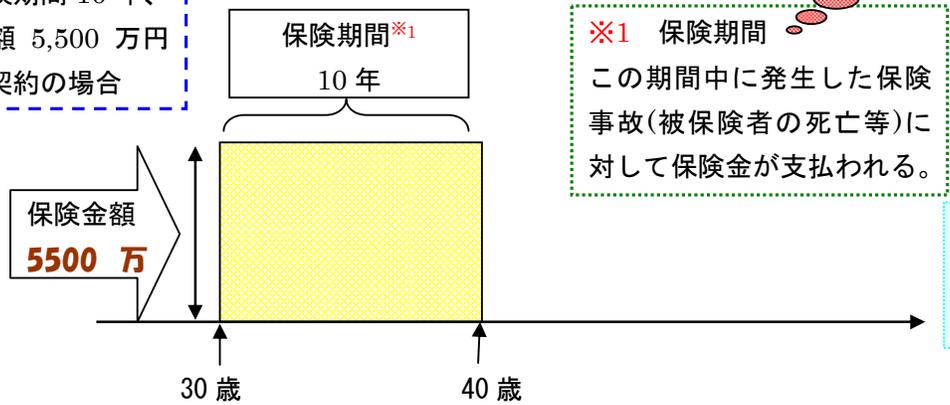
それでは、保険の基礎のお勉強のはじまり、はじまり！

1. 保険の種類

テレビの宣伝や、保険の設計書を見ると、保険の仕組みはとても難しくありますが、基本になっている保険は、たった3種類です。

(1) 定期保険

例：保険期間 10年、
保険金額 5,500 万円
の保険契約の場合

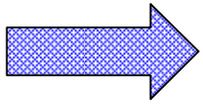


保障されるのはこの期間だけ!!

※1 保険期間
この期間中に発生した保険事故(被保険者の死亡等)に対して保険金が支払われる。

例；
大同生命Rタイプ
保険料 月9,295円

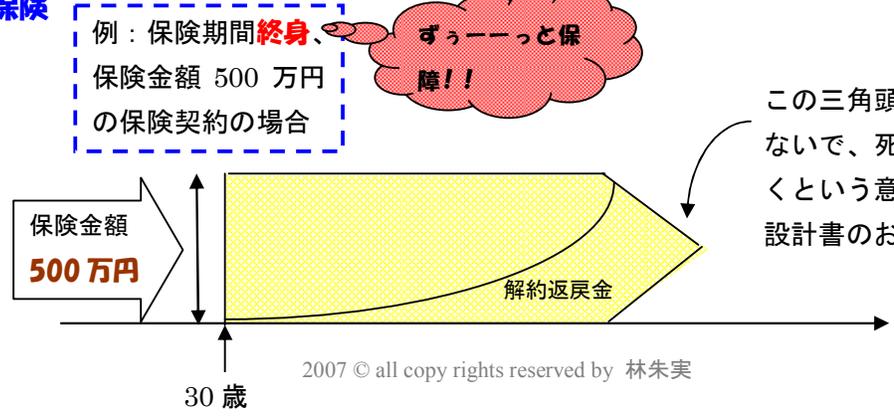
保険期間中に被保険者がなくなった場合に、死亡保険金が支払われます。保険期間が終わったら、何の保障もありません。解約保険金は原則としてありません。いわゆる「**掛け捨て**」の保険です。



少ない保険料で、大きな保障を得られます！

(2) 終身保険

例：保険期間**終身**、
保険金額 500 万円
の保険契約の場合



ずーっと保障!!

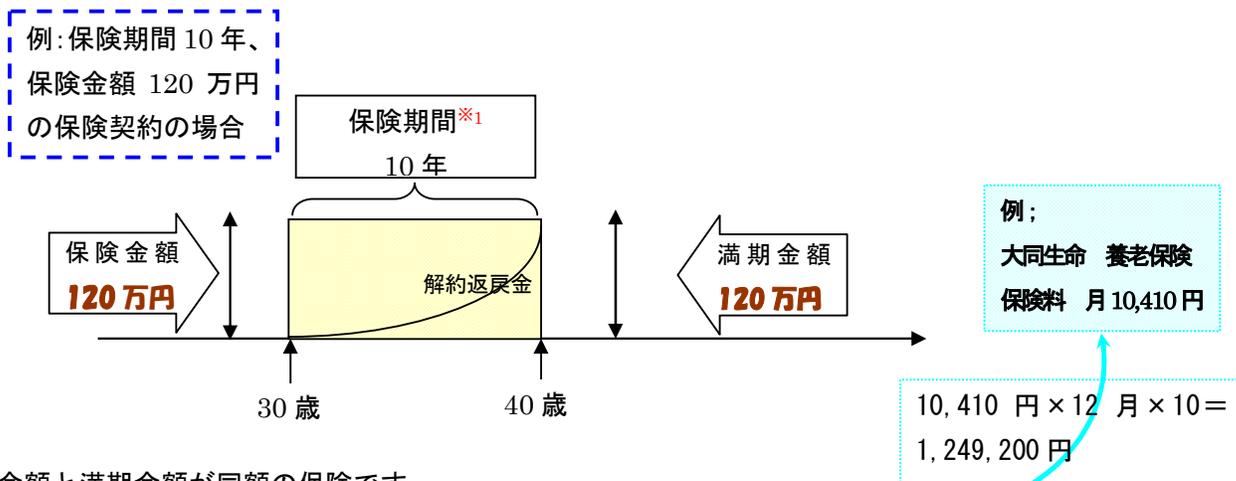
この三角頭は、途中で切れないで、死ぬまで保障が続くという意味です。保険の設計書のお約束事です。

例；
大同生命 終身保険
保険料 月11,325円

2007 © all copy rights reserved by 林朱実

保険期間＝終身なので、保障が一生続きます。つまり、かならず保険金を受け取れます。
 解約返戻金が大きいのので、貯蓄性が高い保険です。
 保険料が高く、保障だけを買うという保険の基本的考え方には合いません。

(3) 養老保険



保険金額と満期金額が同額の保険です。

満期保険金があり、ほとんど貯蓄といってもよいくらいの、貯蓄性のきわめて高い保険です。

そのため、保険料も、終身保険より高くなっています。

この保険を、月払いや年払いではなく、全期前納または一時払いで保険料を払い、満期日に払込保険料以上の満期保険金を受け取ることで、定期預金などより高い利率の高い投資商品としてもてはやされた時期もありましたが、今は、あまり投資対象としては効率のよい商品ではありません。



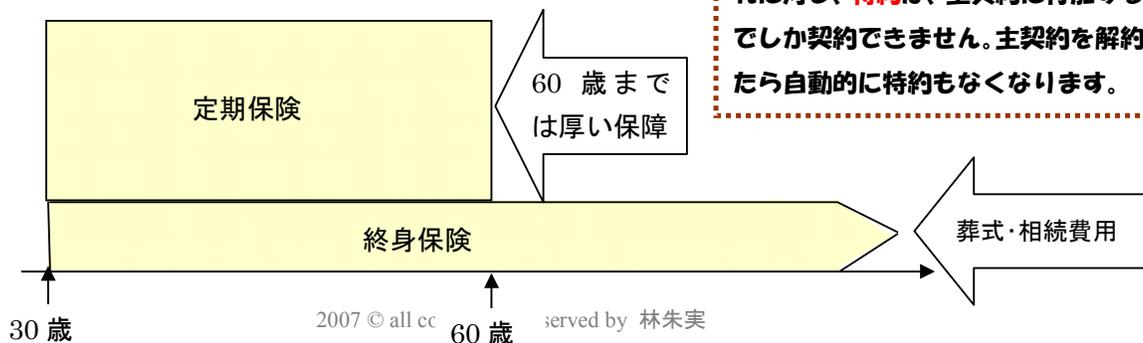
コーヒーフレイク

リスクヘッジ目的ではなく、投資のために買った養老保険に、医療特約をつけている方がいらっしゃいますが、特約部分は掛け捨てなので、金融資産としての効率が下がってしまいます。10年などの一定の期間「だけ」医療費が心配ということもないと思いますので、ナンセンスです。

それでは、基本がわかったところで、実際の保険を見てみましょう。

例1 定期付終身保険

ちょっと前まで、(いや今でも?) 生命保険の主力商品でした。



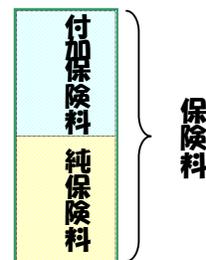
主契約とは、保険契約の主体となるもので、単独で契約することができます。これに対し、**特約**は、主契約に付加する形でしか契約できません。主契約を解約したら自動的に特約もなくなります。

ホラ！！単純ではありませんか？

この保険は、当時「リード21」という名前でコマーシャルもされていました。

私のこの保険は、予定利率のよいときのものであることを考えると、ほかの保険に転換するのはとても勿体ないので今このまま保険料を払っていますが、今振り返ると、以下のような疑問点があります。

- (イ) 終身・定期あわせて保険金額2000万円の根拠がないこと
 - (ロ) 入院に備える医療特約は、本来は、独立した医療保険にはいるべきであること。
 - (ハ) 定期特約が60歳で切れることの根拠がないこと
 - (ニ) そもそも、私に定期付終身保険が必要だったのか？
- などなどです。



ここで、予定利率について少しお話いたします。

私の保険は平成1年の契約なので、予定利率 年5.5%となっています。

では予定利率とは・・・？

私たちが支払っている保険料の計算根拠は、次の2つの部分から成っています。

一つは、付加保険料で、生命保険会社の運営経費をまかないます。

もう一つは純保険料で、保険金支払いの財源となります。

(このごろ一般的になったダイレクト保険(通信販売の保険)は、付加保険料のうちの保険募集費用を大幅にカットできるため、安い保険料の保険を提供できるようになっています。)

純保険料は、その保険金の支払いまで漫然と保険会社の金庫にあるわけではなく、保険会社自身によって運用されますので、その運用益部分をあらかじめ保険料から割引して保険料が決まります。

つまり、運用成績が高く見積もれるときに保険に加入したときは、同じ保険料でも、運用成績の悪いときの保険料と比べて、安い保険料ですむことになります。

このときに見積もられる運用利率を予定利率といっています。予定利率は満期まで変わりません。

昭和60年頃から平成2年くらいまで(6.0%)を頂点として下がり続け、今では1.5%となっています。

この予定利率が大きく関係してくるのは終身保険、養老保険のように貯蓄性の高い保険です。

それでは、今話題の保険も見てください。



II. 必要補償額

いったい自分にいくら保険が必要なのかを計算しなければ、保険を検討することはできません。

私も含めて、この計算をしないで保険に加入しているから・・・大変不思議です。

それでは、もし大黒柱がなくなった場合に、遺族のためいくら必要かという補償額を計算して見ましょう。

大まかな計算方法は、

- ①収入の項目(加入を検討している保険以外)：遺族年金、会社からの死亡退職金、配偶者の勤労収入
配偶者の老齢年金
- ②支出の項目：残された家族の生活費＋子供の学費＋住居費等

②-①=(マイナス)必要保障額 となります。

つまり、生命保険以外の収入から、その後の生活に必要な支出をひいていくら足りないかを計算するわけです。

それでは、早速計算してみましょう。

前提

前提として、仮に夫が亡くなった場合、どのように家族が生きていくのかを考えておかなければなりません。子供達は、大学まで行くのか、その費用をどこまで出すのか、また妻は働くのか、それはいつからか、妻の老後の保障も必要なのか、長男長女の夫婦だった場合、親の扶養は必要なのか・・・などです。

いいかえれば、どこまで生命保険で面倒をみるか？ということです。

同じような家族構成の家族でも、たとえば夫が亡くなった場合でも、夫か妻の実家がある程度裕福で、かなりのバックアップを見込める場合とそうでない場合、妻は今は働いていないけれど、実家の会社で働けばそれなりの収入が見込める場合と、そうでない場合、夫または妻の財産がある場合とない場合・・・などそれぞれ事情が違います。

それらの事情によって、当然用意しなければならない保険金額も違ってきます。

だからこそ、そのような事情を誰よりもわかっている「自分」で計算する必要があるのです。

①収入

(イ) 収入ですが、もっとも大きい収入は、遺族年金だと思います。

遺族年金は、遺族基礎年金と、遺族厚生年金があります。後者は、遺族基礎年金に上乗せされて支給が受けられるもので、サラリーマンの方のみです。

まずは遺族基礎年金の計算をします。

事例では、家族が夫・妻・子供2人ですので、

第一子が18歳までは、

792,100円+227,900円×2人=1,247,900円/1年

第1子19歳から第2子18歳までは

792,100円+227,900円=1,020,000円/円

が遺族基礎年金として支給されます。(平成19年度価格。今後とも変動があります)

第2子が18歳になった後は、遺族基礎年金は支給されません。(支給対象者が「子のある妻」のため)

国民年金について、「いくらもらえるかわからない」「保険料もいくらまであがるかわからない」などの理由で入っていない人が多い現状ですが、私はこの遺族年金と障害年金のご説明をして、ご加入をお勧めしています。

この遺族基礎年金に加えて、夫がサラリーマンだった場合、遺族厚生年金が支給されます。

{平均標準報酬月額×7.50/1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数+平均標準報酬額×5.769/1000×平成15年4月以降の月数}×1.031×0.985×3/4

という計算式になります。

上記の式では、平均標準報酬月額、平均標準報酬額というのがわかりにくいと思います。

大雑把に、今までの報酬の平均月額と考えてもよいと思います。正確には、過去の報酬月額を、今の物価にあわせて再評価されます。が、こんなことでつまずいてはいけませんので、もしサラリーマンの方でしたら、今の給料の7割とか、初任給と今の月給の平均などで月々の報酬を計算して、平成15年以降は、それにボーナス(150万円限度)も加えるといった方法で計算してもよいのではないのでしょうか。(50歳以上の方は、社会保険事務所で確認することができます。)

なお、計算式の月数は300月未満の場合は300月で計算できます。

また、遺族厚生年金は、一定の場合には、**中年の寡婦加算として妻40歳から65歳まで、594,200円**が加算して支給されます。この対象となるのは

- ① 夫がなくなった当時40歳以上(H19年3月までは、35歳以上でした)の子のない妻
- ② 子が18歳に達して遺族基礎年金を受けられなくなった妻

です。遺族基礎年金が支払われているときは、支給されません。

遺族厚生年金は少し複雑ですが、年金については改正が相次いでいますので、あまり神経質に計算されずに、但し改正は支給が減る傾向にありますので、少し厳しい予想にしたほうがよさそうです。

(文章だとわかりにくいので**遺族基礎年金、遺族厚生年金についての図を、20ページに記載しました。**)

(ロ) 配偶者に継続的な収入がある場合、または、子供がいてもパートくらいにはでる・・・という場合はその金額も見積もります。

生命保険が出たら、仕事もやめて、楽に暮らそう・・・というのは、ナンセンスです。

また、妻に収入があれば、この生命保険の必要保障額の計算も、子供が働くようになるまでで、よいかもしれません。が、スムーズに就職できるかどうかはわかりませんので、控えめな計上にした方がよいのでは？

(ハ) サラリーマンの方で死亡退職金が出る場合は、それも収入としますが、今回の計算例では、支出△収入で、いったん必要保障額を出した後に、差し引いて計算しています。会社によっては、「今社員の方が亡くなった場合、このようなお金が出ます」という通知を毎年出しているところもあります。また、賃金規定等に計算の仕方がのっているときは、これを参考にして計算します。

また、個人事業者や会社役員が「小規模企業共済」に加入していた場合は、その死亡共済金が支給されます。

少し、利息がつきますが、これまでの支払総額で計算してよいでしょう。

今現在の支払掛け金総額を記入し、たとえば月2万円づつ掛けていたら、その年額(24万円)を毎年加算すれば、〇年後に亡くなった場合の一時金の金額がおおよそわかります。

国民年金基金で、保証期間のあるタイプに加入されている場合は、基金からからも遺族一時金があります。その一時金の金額はここには記載しきれないので、基金のパンフレット等をご覧ください。が大まかなところで、掛け金総額×0.8で最初の年を計算して、1年毎に「掛け金月額×0.8×12月」分づつ加算してください。65歳を超えると減ってゆきますので65歳を過ぎたら月々の給付額づつ減らしてください。(基金の掛け金と一時金の表をみて計算してみただけです)のでほんとうに大まかです)

③ 支出

(イ) まず、**基本的な生活費**です。家計簿をつけていらっしゃる場合は、正確な判断ができると思います。つけていない方は、いまの月々の収入から、毎月預金に残る金額を引いて、さらに住宅や自動車のローン、夫のお小遣い、学費(塾なども含む)、夫しか使わない車の駐車場代等の諸費用、を引いて**基本生活費**を把握します。ここで差し引いた金額(悲しいけれど夫のお小遣いは別です)は、後で別立てで計上します。

ファイナンシャルプランナーが使うソフトでは、これらの支出の物価上昇分を〇%と見込んで自動計算させたり、また、生命保険金のうち、ずっと後になって使う分(たとえば子供がまだ幼稚園だけれど、その子供の大学費用)は、その間の運用を△%と予測して割り戻したりするようになっていますが、今の状況では、物価上昇と、金利等を同等とみなして、現在の価格で計算してもよいのではないのでしょうか。

生命保険の計算でよく使われるのが、いま（夫存命）の基本生活費の 70%を、下の子が独立するまでの基本生活費としてカウントし、妻一人になったら 50%で計算するという方法です。

（□）次に、教育費です。

生命保険文化センターでは、いろいろなデータを公表しています。

その中の教育費を抜き出してみます。

小学生にかかる教育費総額（学用品等「学校教育費」、「学校給食費」、「学習塾・習い事」合計）

平均	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
314,161	341,596	254,779	275,556	301,093	333,800	377,749

中学生にかかる教育費総額（このうち塾・習い事は年間 24～38 万円かかっている）

公立				私立			
平均	1年生	2年生	3年生	平均	1年生	2年生	3年生
468,773	458,252	416,598	530,428	1,274,768	1,586,218	1,078,930	1,153,557

高校生にかかる教育費総額

公立				私立			
平均	1年生	2年生	3年生	平均	1年生	2年生	3年生
516,331	578,894	495,835	512,042	1,034,689	1,177,651	950,665	968,924

大学受験の受験料

センター試験(3教科以上)	18,000円
センター試験(2教科以下)	12,000円
国公立大学2次試験(平均)	17,000円
私立大(医学部除く平均)	35,000円

大学生生活費(大学昼間部)年額

自宅				下宿・間借り			
国立	公立	私立	平均	国立	公立	私立	平均
1,048,100	1,037,900	1,741,800	1,642,200	1,815,500	1,741,500	2,492,800	2,271,800
(707,300)	(670,800)	(1,225,500)	(1,150,100)	(1,409,900)	(1,266,500)	(1,976,300)	(1,787,100)

〈文部科学省「学生生活調査」平成 16 年度〉

※下宿の場合の月々の仕送りは平均 10 万円

下段（ ）内は、家庭からの給付(奨学金・アルバイト・等を除く)

ご参考 幼稚園の費用

幼稚園の費用は生命保険文化センターのデータはありません。ネットで調べてみた幼稚園では以下のとおりでした。(あくまで一例です)

- 私立 入園時(含む制服代) 約 100,000
保育料(含む送迎バス・教材費等) 25,000 円～30,000 円/月)
- 公立 入園時(含む制服代) 約 12,000 円
保育料(送迎バスなし) 10,000 円～15,000 円

(八) 住宅費

住宅ローンは、通常、団体信用生命保険で返済され(団体信用生命保険料に加入している場合)、夫が亡くなった場合、ゼロになります。

が、マンションの場合は、管理費・修繕積立金、一戸建ての場合は、修繕費が必要になります。

一戸建ての場合は、修繕等は所有者の任意ですが、メンテナンスだけでも 30 年で 300 万から 600 万円というようなデータもあります。月 2 万円くらい見積もったほうがよいかもしれません。

持ち家の場合は固定資産税がかかります。今年の課税明細をみて、毎年計上します。

賃貸の場合は、家賃と更新料を計上します。(契約書を見て、何年おきに更新か確かめてください)

夫の会社の社宅の場合、いずれ退去しなければならないと考えられます。賃貸の家賃だけでなく、敷金・礼金と引越し代を計上してください。家賃にもよりますが、一括して 100 万円くらい必要かもしれません。

(二) 子供の結婚費用を、見積もる場合もあります。私の個人的意見では、夫の生命保険で、結婚費用を捻出するというのはいかがでしょうかと思いますが、たとえば、子供が夫の会社を引き継ぐ場合、取引先等をご招待するにあたり、それなりの規模の披露宴が必要ということもあるかもしれません。(その場合は、夫の会社からの死亡退職金を使うこともできると思いますが)

(ホ) 住宅ローン以外の借入金がある場合、その(元利)返済額を、返済予定表から計上します。

それでは、「必要保障額の計算」のエクセルを見てください。

ぜひ、皆さんの必要保障額を計算してみてください。

皆さんは、必ずしもこのような表を作る必要はありません。考え方を見ていただきました。

収入 = 遺族年金(基礎・厚生) + 死亡退職金 + 妻の収入

支出 = 基本生活費(必要なら妻の老後の生活費を含む。) + 学費 + 住居費 + 保険代

収入 Δ 支出 + 貯金等夫婦の資産・・・(マイナスになればその分保障が必要) で計算してください。

III. 生命保険の設計

必要保障額がわかったら、どのような生命保険の設計をするのかを考えます。

単純に「保障を買う」という意味では、定期保険がコスト面で優れています。

〇〇〇万円の $\Delta\Delta$ 保険・・・と決まったら、保険会社を決めます。

各保険会社の保険料は一定ではありませんので、いろいろな保険会社に見積もりを請求します。

その保険会社ですが、保険料の安さだけでなく、安定した会社であるかどうかも重要です。その際、おなじみなのが、ソルベンシー・マージン比率です。また財務情報上の格付も公表されています。以下は「lifty.jp」と「保険スクエアbang」というサイトに載っていたデータです。

保険のお勉強



生命保険会社の『ソルベンシー・マージン比率』

担当ライフアドバイザー：芹澤雅史

『ソルベンシー・マージン比率』(Solvency Margin Ratio)とは、保険業法で定められた**保険会社の経営の健全性**を示す指標の一つで、「支払余力」という意味です。

一般的に『ソルベンシー・マージン比率』が200%を超えていれば、健全性についての一つの基準を満たしている**安全な保険会社**と言われています。

みなさまが生命保険をご選択いただく際に、客観的な判断をしていただくための一つの資料としてお役立て下さい。

生命保険会社は、生命保険協会の加盟会社38社を掲載しています。

生命保険会社名	ソルベンシー・マージン比率	
	平成18年度 (2007年3月)	平成17年度 (2006年3月)
アイエヌジー生命保険	1405.2%	1520.7%
あいおい生命保険	1734.6%	1733.9%
アクサ生命保険	1164.5%	1121.0%
朝日生命保険	831.8%	670.2%
アフラック(アメリカンファミリー生命保険)	1077.6%	1100.7%
アリコジャパン(アメリカンライフインシュアランスカンパニー)	1107.6%	1005.9%
ウインタートウル・スイス生命	1163.7%	808.6%
AIGエジソン生命保険	1167.3%	1025.3%
AIGスター生命保険	1575.4%	1464.4%
オリックス生命保険	1240.5%	975.4%
カーディフ生命保険	590.8%	576.4%
共栄火災しんらい生命保険	2386.3%	2362.0%
ジブラルタ生命保険	1150.2%	1110.6%
住友生命保険	1068.6%	949.7%
ソニー生命保険	1852.0%	1547.0%
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険	938.0%	909.1%
損保ジャパンひまわり生命保険	2136.1%	1618.1%
第一生命保険	1161.8%	1095.5%

生命保険会社格付一覧

わたしたちが、保険会社の「財務力」や「保険金支払能力」を知る上で、一つの指標となるものに「格付け」があります。「格付け」は、企業の債務履行能力を評価したもので、各専門分野の格付け機関が独自に調査して発表しています。ここでは、代表的な格付機関である米国のスタンダード＆プアーズ社(S&P社)とムーディーズ社の格付けランキングを掲載します。

S&P社の格付けの説明は[こちら](#)
2007年8月27日現在(S&P社の格付順)

生命保険会社	S&P	ムーディーズ
アリコジャパン	AA+	Aa2
AIGエジソン生命	AA+	Aa2
マニュライフ生命	AAA	---
アメリカンファミリー生命	AA	Aa2
アイエヌジー生命	AA-	---
アクサ生命	AA	---
ジブラルタ生命	AA	Aa3
損保ジャパンDIY生命	---	---
損保ジャパンひまわり生命	AA-	Aa3
東京海上日動あんしん生命	AA	---
ブルデンシャル生命	AA	---
三井住友海上きらめき生命	AA	---
ソニー生命	A+	Aa3
チューリッヒ生命	---	----
日本生命	AA-	Aa3
第一生命	A	A1
大同生命	A	A1
太陽生命	A	A1
オリックス生命	A-	---
富国生命	A-	A2
明治安田生命	A-	A1
住友生命	BBB+	A2
三井生命	BBB-	Baa2
朝日生命	BB+	Baa3

資料請求したら、必ず、内容をよく読んでください。最も重要なのは、どのような時に保険金が支払われるか・・・です。また、定期保険は、金額が大きいと、「高額割引」といって保険料が安くなる制度を採用している会社が多いと思いますが、それはいくらからなのか、途中で、保険金額をかえることができるのか、下げるのに下限がないかなど、資料をよんでもわからない時は、説明を求めてください。

どうしても葬式費用が必要という理由で終身保険を買う時は、長い付き合いになりますので、必ず保険会社の健全性を第一条件として検討してください。

IV. 定期保険の応用

(1) 短期の定期保険の更新

必要保障額のところで見ていただきましたが、家族構成等の条件が変わらなければ、必要保障額は年々下がります。ということは、30年間5000万円の定期保険で、リスクヘッジをしようと考えた時、30年間ずっと5000万円の保障が必要なわけではないということです。

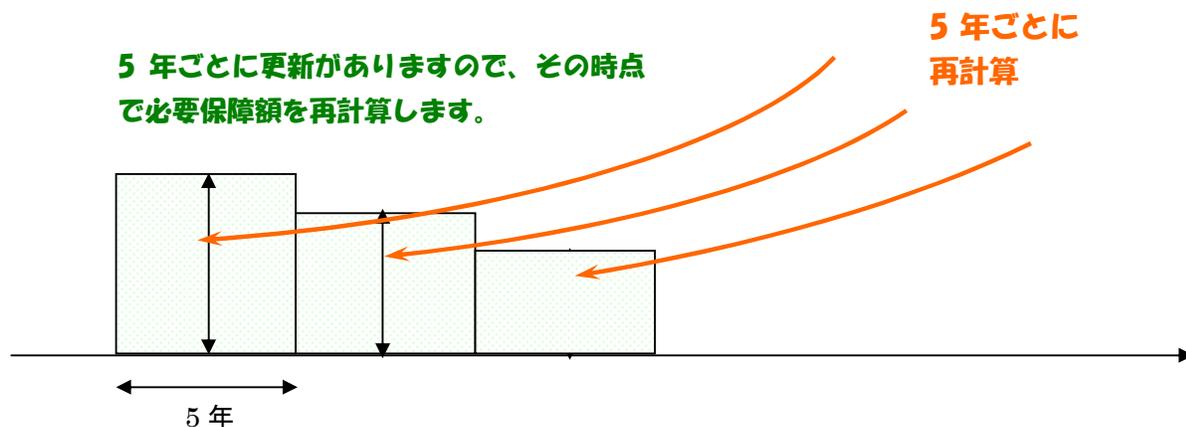
定期保険には①平準定期保険（ずっと保障額が一定）②逓増定期保険（保障額が時とともに増加する）③逓減定期保険（保障額が時とともに減少する）の3種類があります。

保険料は③<①<②となります。

年々減ってゆく保障額には、逓減定期保険でよいことになります。生命保険会社によっても違いがありますが、減り方にもいろいろなパターンがありますので、生命保険会社に問い合わせをしてください。

と、この考え方を一歩進めると、30年の保障が必要だとしても、最初に5年の定期保険を契約して、更新時に、もう一度必要保障額を計算して、保険金額を減らして更新をする・・・という方法があります。

5年の間に、家庭をとりまく環境も変わってきていると思いますので、この方法はかなりお勧めです。生命保険に入ったらそのまま保険料を払い続けているケースがほとんどだと思いますので、かえって5年で更新時期が来るといのは、よいことのようにも思います。



逓減定期保険に比べて、自由度が高く、また、保険料を比べてみても、遜色ないと思われます。（今は予定利率が低いので。利率がよくなれば、よい時に逓減定期を買ったほうが安いかもしれません）

先にご紹介した私の保険と同じ「定期付終身保険」で、更新型（特約の定期保険が10年等の保険期間となっているので、そのたび契約の更新がある）の方は、途中で更新時期が来て、同じ保障金額だと保険料が上がってしまうので、また、その時点で、今までの保険を下取りしてもらって新しい保険の入りなおす・・・という事例がありますが、更新型だからこそ、そこで「保険の見直し（別契約にする）」ではなく、「保障額の見直し」をすることによって、今までの保険を生かすことができます。

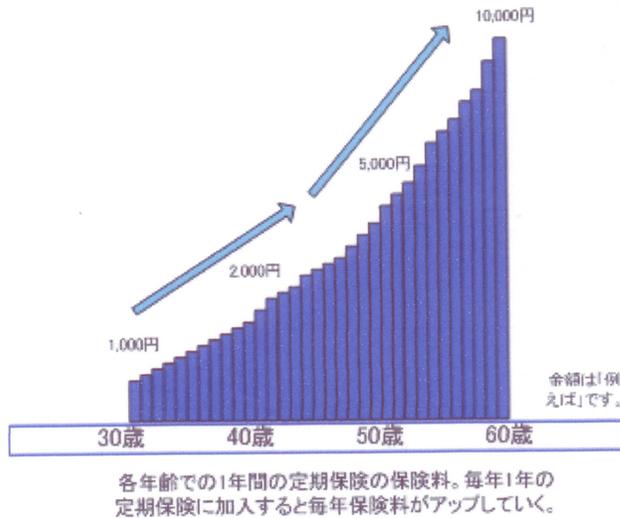
また、途中で次の子供が産まれた・・・という場合は、その時点で定期保険を買い増しすることでおぎなうて行けばいいのではないのでしょうか。

また、違う契約なら、違う保険会社でもよいわけです。その時の情勢で決められます。

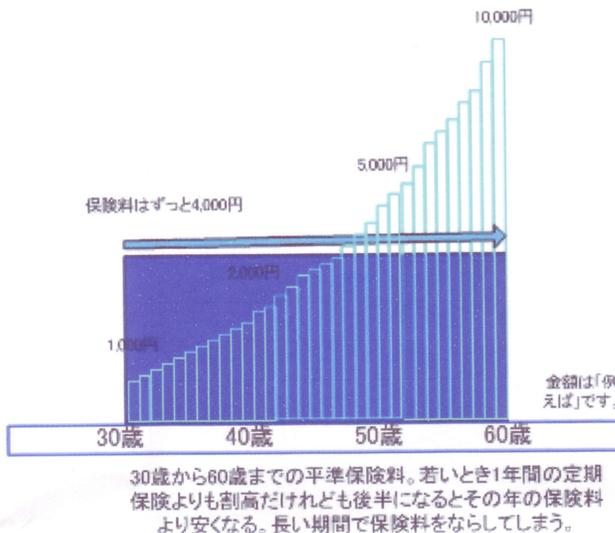
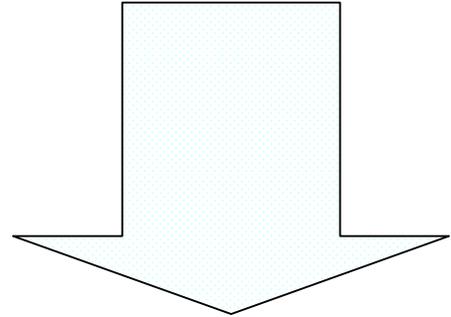
(2) 長期の定期保険

定期保険のうち、その保険期間の長いものをいいます。
はじめに、定期保険の保険料について考えて見ます。

■ 平準保険料…保険料が期間中は一定額になる仕組み



左の図をご覧ください。1年更新の定期保険に入った場合、毎年更新ごとに保険料が上がって行きます。



が、たとえば10年満期の定期保険に入った場合、10年間は保険料が一定です。それは、前半に払った保険料には、後半の保険料の前払い分が含まれているということです。

ということは、原則的には掛け捨ての定期保険も、解約する時期によっては解約返戻金があることになります。

そこで、定期保険の保険期間を長期にして、保障の必要がなくなったときに途中解約することにより、現金を手にするこ

とができるようになります。これを長期平準定期保険といいます。

当然、保険期間が長いので、通常の定期保険より保険料が高くなります。

大同生命の100歳満了（100歳までの定期保険）で試算してみると、このレジメの最初の方で例示していた保険と同じく、月1万円くらいの保険料で入れる保険金額は700万円ほどになります。

30歳男性で、解約返戻金のピークは65歳のときで、払い込み保険料の100.1%が戻ります。（下に図を載せました）この現金で、自分のための個人年金を買うとか、あるいは、老後の心配がなければ、海外旅行へ行

くとかの楽しみができます。

次にアリコの長期平準保険の例（ネットで検索）も掲げておきます。

定期保険

長期平準定期保険

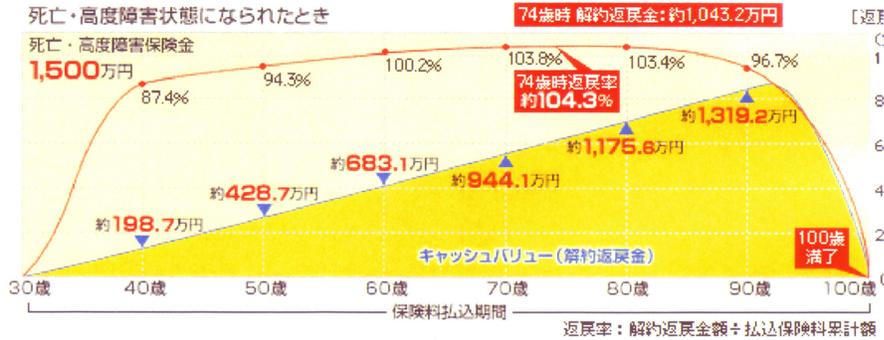
本商品の各種
お問い合わせはこちら

長期平準定期保険

→ 主な特長 詳細(給付例など) → 保険料・規約など

ご契約例(優良体料率)

30歳男性/保険金額1500万円/月払保険料(優良体料率)18,945円



74歳時払込保険料
 $18945 \times 12 \text{月} \times 44 \text{年} = 1000.2 \text{万円}$
解約返戻金 1043.2万円
解約返戻率 104.3%

ご紹介していた大同生命の例です。

100歳満期定期保険

作成日:平成18年 9月29日 (17:37)

P-2

契約者: 様

引受保険会社: 大同生命保険株式会社

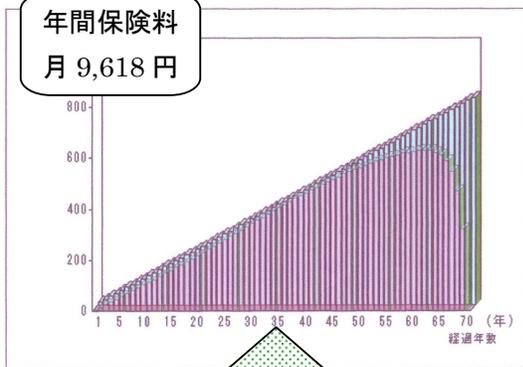
被保険者: 田中 一 様
 死亡・高度障害保険金 700万円
 初年度合計保険料 115,416円
 (うち特約保険料 0円)

Lタイプ (無配当歳満期定期保険)

払込方法: 口座振替月払

「保障内容と保険料表」とあわせてごらんください。

(単位: 約万円、約%)



凡例

■ 払込総保険料
 ■ 解約払戻金額

年齢 (経過年数)	① 解約払戻金額	② 払込総保険料	③ (①/②*100) 返戻率
31 (1)	5	12	49.1
35 (5)	46	58	81.1
40 (10)	101	116	88.0
45 (15)	157	174	91.0
50 (20)	216	231	93.9
55 (25)	278	289	96.4
60 (30)	340	347	98.4
65 (35)	404	404	100.1
70 (40)	460	462	99.8
75 (45)	512	520	98.8
80 (50)	558	578	96.8
85 (55)	596	635	93.9
90 (60)	620	693	89.7
95 (65)	606	751	80.8
100 (70)	0	808	0.0

- この保険には、配当金はありません。
- 記載の金額は各年齢の年単位の契約応当日に解約された場合の金額です。
- 端数処理については、「解約払戻金額」は万円未満切捨て、「払込総保険料」は万円未満切上げ、「返戻率」は小数第2位を四捨五入して表示しています。

※男性 30 歳という同じ条件で、約 1 万円の保険料で買える死亡保障をまとめてみました。(大同生命の例)

10 年養老保険	終身保険	100 歳満期 定期保険	10 年満期 定期保険
120 万円	500 万円	700 万円	5.500 万円

最後に

私は、個人的には、生命保険について、普通の定期保険で最低限の保障を買って、適宜見直すという考え方がよいと考えています。少なくとも、自分の理解できないほど複雑なセット商品は買ってはいけません。また、終身保険と、定期保険の組み合わせが自分にピッタリ！という場合も、定期付終身保険ではなく、それぞれ単体の保険を買ったほうが自由が利くかも知れません。

ただし、単体の定期保険と比べて、特約として付加した方が保険料が安いという場合もありますので、別々に買うといくらか、一緒に買うといくらかも、資料請求する時は忘れないでください。

また、保険会社自体のリスクを考えた時、定期も終身も一緒の保険会社でよいのか、セット商品の場合、特約部分は自由に減額や解約ができるか・・・などいろいろと検討してください。

生命保険に加入するに当たっては、

リスクヘッジに対しては掛け捨ての保険で、資産形成には、自分で（投資の勉強をして）投資をする・・・という方が、自分にはあっていると考えるか、

自分で資産を運用するのも不得意なので、利率のよい時なら、貯蓄性の高い保険に入って、保障と貯蓄をかねたほうが確実・・・と考えるか、

むしろ、こちらを考えることからスタートすべきかもしれません。

皆さん自身の保険を皆さん自身で、お考えいただくきっかけになれば幸いです。

ご参考

いろいろな保険が一覧表になっていて、年齢と性別を入れると、それらの保険の保険料を自動的に計算してくれるサイトを見つけました。資料請求もそのままできます。

<http://hoken.nifty.com/>

生命保険の勉強をされて、あるいは専門家の意見を聞いて、不必要と判断した保険を解約または減額された直後に、保険事故（被保険者が亡くなる）が起きた場合に、解約や減額したことを悔やんであきらめきれない・・・というお話をよく聞きます。が、契約はご自分でご自分の責任においてされるものですので、当セミナーのあとで、万が一このような事態になった場合でも、私は責任を取ることはできませんのでご了承下さい。

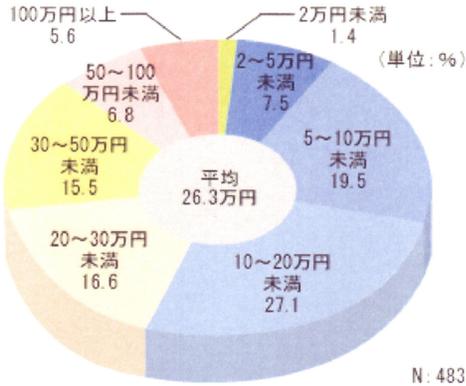
付録 1 医療保険について

自分が死んだ場合でも、だれも生活に困らない・・・という方でも、十分な資産がない場合は、ご自分の「医療保険」は必要となってくると思われます。

80歳を過ぎて保険がすべて切れてしまった私の母をみると、つくづく、「終身」の医療保険がほしかった・・・とも思っています。

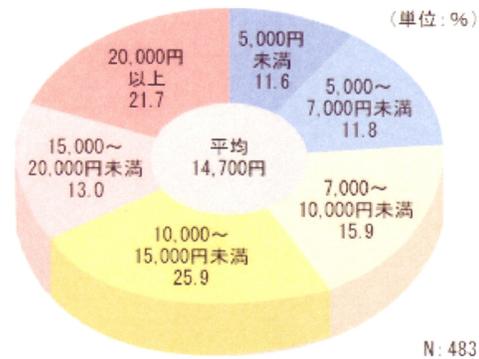
またしても生命保険文化センターの資料ですが

直近の入院時の自己負担費用



<生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/平成16年度>

直近の入院時の自己負担費用「1日あたりの自己負担費用」



<生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/平成16年度>

※ 食事代や差額ベッド代等を含む。高額療養費制度による払い戻し前の平均 ※ 食事代や差額ベッド代等を含む。高額療養費制度による払い戻し前の平均。

一回の入院費平均 26.3 万円、一日当たり平均 1.47 万円となっています。

が赤のアンダーライン部分に、「高額療養費制度による払い戻し前の平均」とあるのをご覧ください。

高額療養費とは、1月にかかった医療費の自己負担のうち、一定金額以上の部分が健康保険から戻ってくる制度です。この自己負担限度額（この金額までは自分で負担する）が今年の10月で変更となりました。以下の記事にその計算式が載っています。（産経新聞 2006/8/31 定年@マネーより）

公的制度の補助も考えて

◆10月以降の高額療養費制度による自己負担限度額(単位:円、月額)

	70歳未満	70~74歳	75歳以上
一般	80,100+(総医療費-267,000)×1%	44,400(2008年4月以降は62,100)	44,400
一定以上所得者※	150,000+(総医療費-500,000)×1%	80,100+(総医療費-267,000)×1%	
住民税非課税者	35,400	24,600(所得が一定基準未満の場合は15,000)	

※収入などが一定基準以上の場合に適用。70歳未満の健康保険加入者は標準報酬月額53万円以上など

ある外資系生保の終身医療保険(60歳男性、保険料は終身払い。がの入院保障は90歳まで)を見ると、「日額5000円が1入院あたり最大60日で、通院保障なし」というタイプの保険

ある月の総医療費が100万円だとすると、実際に家庭が負担する額は8万7430円だ。入院時の食事代や個室を選んだ場合の差額ベッド代などは同制度の支給対象外なので注意が必要だが、医療費を「青天井」で払うわけではない。こうした点を考え、自分に合った医療保障を選びたい。

公的医療保険には、長期入院などで医療費が膨らんでも、自己負担を一定範囲内に抑える「高額療養費制度」がある。今年10月以降、これまでの限度額が変更され、70歳未満で一般的な所得の家庭は、1か月の自己負担額が「8万1000円+(総医療費から26万7000円を引いた残額)の1%」となる(表参照)。

「医療費全額を、必ずしも保険だけでカバーする必要はありません。保険料がかさんで、生活費が圧迫されては本末転倒。家計に負担を掛けない範囲で検討してください」と木村さん。公的医療保険には、長期入院などで医療費が膨らんでも、自己負担を一定範囲内に抑える「高額療養費制度」がある。今年10月以降、これまでの限度額が変更され、70歳未満で一般的な所得の家庭は、1か月の自己負担額が「8万1000円+(総医療費から26万7000円を引いた残額)の1%」となる(表参照)。

記事にあるとおり、70歳未満の場合（月収56万円以上など上位所得者「以外」は）たとえば月100万円の総医療費（健康保険でカバーしてくれる部分も含む）の場合で87,430円、50万円で82,430円が月額負担となります。（いったんは全額払って、後で払い戻しを受けます）

但し、食事代、差額ベット代、高度先進医療等は対象外で、歯科と医科は別々に金額算定等の条件があります。また高額医療費に該当する療養を受けた月以前12ヶ月間で4回以上の該当となる場合は、上記70歳未満（上位所得者以外）の場合、4回目から44,400円の負担となります。

そうすると、たとえば、

高額療養費適用後の自己負担額＋差額ベット代＋食事代（自己負担260円/日）＋高度先進医療費を、医療保険でまかなえれば、大体よいこととなります。

ご参考 差額ベット代の全国平均（平成14年度厚生労働省保険局医療課調べ）

1,000円以下	11.2%
1,001円～2,000円	16.8%
2,001円～3,000円	15.9%
3,001円～4,000円	11.1%
4,001円～5,000円	11.6%
5,001円～10,000円	22.3%
10,000円以上	11.3%

上の差額ベット代の表では、5,000円までの割合が2/3になっていますので、仮に5,000円として計算して、高度先進医療のことは考慮せずに月当たりの医療費を計算すると

$5,000 \times 30 \text{日} + \text{約} 90,000 \text{円} (\text{高額療養費適用後の自己負担額}) = 240,000 \text{円}$

一日あたり、 $240,000 \text{円} \div 30 \text{日} = 8,000 \text{円}$

となり、入院一日あたりの金額で選ぶようになっている医療保険の場合、食事代を入れても8,000円前後でまかなえることとなります。

高度先進医療については、何百万円もかかるものもあり、医療保険によっては、「高度先進医療特約」をつけることができるものもありますので、心配でしたらこちらである程度は対応できます（給付される金額は、「実費×指定されている率」だったり、「実費だけれど上限〇〇万円」など、生命保険会社によって違うようです）

あとは、皆さんがどのくらい保険料を負担できるのかという問題になります。

以上は金額のことですが、医療保険を選ぶ場合は、保険期間も重要です。

一定の期間（たとえば10年）ずつ更新するタイプは、更新のつど保険料が上がります。が、最初は保険料が安く済みます。

終身医療保険の保険料はずっとそのままです。保険料の払い込みは、「終身」のものと、「60歳等のある年齢までのもの」とがあります。高齢時の負担が心配な場合は、できれば後者のほうがよいでしょうが、その分月払い保険料は高くなります。年金収入が安定している方は、終身払いでもよいかもしれません。

私の個人的な意見ですが、保険期間は終身（高齢になるほど、医療保険の必要性が増すこと）が望ましいと思います。更新型で、保険料が上がっていくと、高齢所帯では負担が重くなります。

次に、入院後いつからの給付を受けるかを決めます。

「入院1日目から支払を受けられる」保険、「入院5日は免責」の保険などの違いによって、同じ入院でも給付を受けられる日数が違ってきます。

これは、「1日目からじゃないと、せっかく保険に入ってもなかなか保険がおりない」と考えるか、「5日くらいですむ入院だったら、自分の貯金でまかなえるから、保険料が少しでも安いように免責期間があつてよい」と考えるかによると思います。

なお、1日だけ入院して、給付金が5000円/1日の医療保険の場合、5000円もらうのに、5000円の医師の診断書があるかもしれません。また、今は、たとえガンでも、入院せずに通院で放射線治療を受けたりする人も出てきましたので、免責があると、なかなかもらえないという事態も出てくるかもしれません。難しい判断です。

また、1回の入院について何日まで、あるいは通算して何日までの保険を選ぶかも問題です。

通常なら60日で十分かもしれませんが、長い入院こそ大きなリスクだともいうのも最中です。

前述の、入院1日目からか、免責ありかとあわせて、免責があっても長い入院に重点を置きたいか、確率の高い短期の入院に1日目から備えるか・・・という選択になるかもしれません。

あとは、負担可能な保険料との相談になると思います。

なお、私の意見ですが、医療保険に解約返戻金や健康祝い金、死亡保障はいらないと思いますがいかがでしょうか。

また、健康なうちから入るようでしたら、契約時に審査や告知義務のある保険の方が保険料が安くなります。

「誰でも入れる」保険は、やはり保険料が高いか、保障が少ないか、既往症は保障が除外されるか・・・といった条件がつきます。

変り種として、まだ新しい医療保険ですが、損保が出している、「自己負担分だけ実費を支払います」という保険があります。

どんなメリット・デメリットがあるかは、新しい保険なのでまだ聞こえてきませんが、上記のような不確実な予想で入る保険より合理性はありそうです。

ただ、知り合いの保険事務所の方にもお聞きしましたが、通常つけるような特約をつけた場合、保険料は少し高いかもしれないのと、支払総額が限度額となっているので、100万円限度のこのタイプの保険に入ったら、同じ病気では100万円を超えたところから、全然出なくなってしまうのが少し気になります。もっと使い勝手のよいものも発売されるかもしれません。

一方、医療保険が本当に必要か??ということも、考える必要があるでしょう。

医療保険の給付がほとんど「入院日数×1日あたりの給付額」で計算され、また、その対象となる日数にも制限があること、1日あたりの給付額・給付対象日数を増やせば保険料が高額となること・・・を考えれば、リスクヘッジの方法としてはあまり優れてはいないとも考えられます。もし、医療保険を検討している人が

若い方なら、思い切って終身保険に入って、医療費が必要になったときに解約等をしてそれに備えるという考え方も合理的でしょう。一歩進めば、貯蓄・投資信託その他の資産運用によってリスクに備えるというのも方法の一つです。

これが医療費対策として一番！！というお話にならなくて申し訳ありません。

ご自分、ご家族にあった保険の条件を考えた上で、いろいろな医療保険や、その他の対策を考えてみていただければ幸いです。

付録 2 高齢者の生命保険

子供のいる働き盛りの方の必要保障額を見てきましたが、それでは、会社を引退する、または引退した方ほどのように考えたらよいでしょうか。（重要なのは医療保険だとおもいますが、これは前述しました。）

まず、退職後、年金で生活される方ですが、夫婦2人の年金で基本的な生活をぎりぎりまかなっている・・・という場合、どちらかがなくなったときには、所帯としての年金収入は減ってしまうので、それでも、残された方が生活できるのかどうかを考える必要があります。

遺族年金は、亡くなった方が厚生年金を受給している場合のみで、国民年金の場合は、18歳以下の子供がいない限り支給されません。

厚生遺族年金は、その亡くなった方の、報酬比例部分の3/4のみとなります。定額部分（基礎年金に相当）はできません。

そこで、その減収部分（基礎年金部分）について、「基礎年金（年額）×平均余命等（心配なら百歳までの年数）」の生命保険に入っておくという考え方もあるわけです。終身保険が理想的ですが、もちろん長めの逓減定期でもよいでしょう。ただし、高齢になってからの生命保険加入は保険料が高く、また、健康状態によっては入れなかったり、入れても保険料の上乗せが必要などの問題もあります。老後までに十分な貯蓄等ができそうもない場合は、引退よりもかなり前からの対策が必要かもしれません。

なお、アパート経営等の所得がある方で、その建築費用等にあてた借入金がまだ返し終わっていない方は、その借入金と同じような減り方をする、逓減定期保険が必要だとおもいます。借入金の返済が生命保険でできれば、その収益を、遺族の生活費に当てることができます。

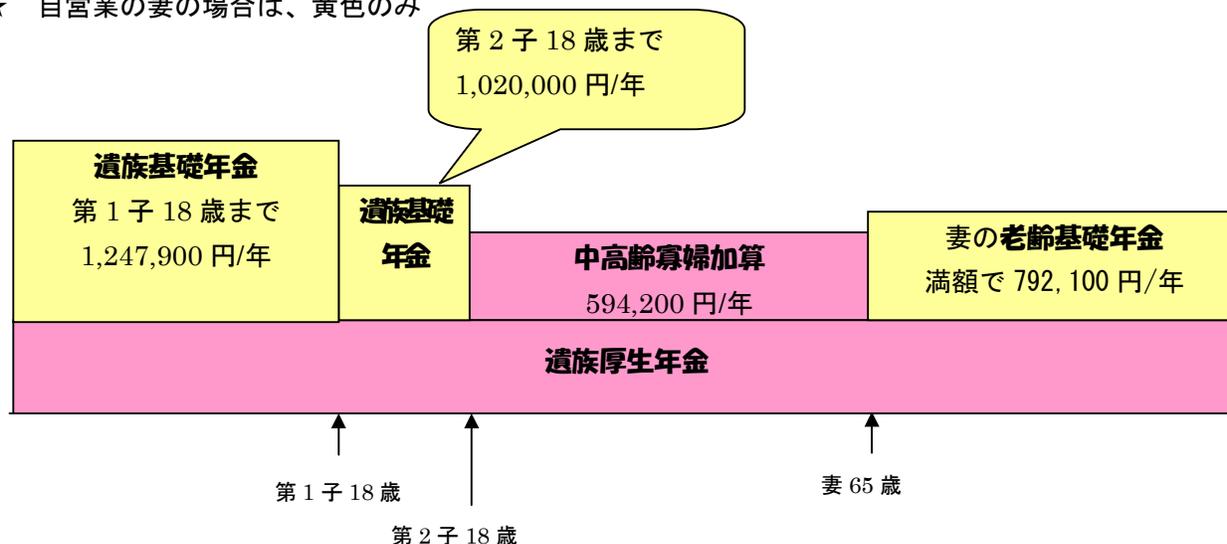
そもそも老後の生活費が、2人の年金では足りない・・・という方は、若いうちから、国民年金基金や小規模企業共済に入る、個人年金にはいる・・・などの対策が必要かもしれません。が、これらの対策は、決して効率のよい運用とはいえないので、他の金融資産である、株や投資信託、MMF等自分の取れるリスクに応じた資金運用によって、老後の資金を直接ためるというのも選択肢だとおもいます。

相続税対策の必要な方は、終身保険が必要です。が必要な時に、生命保険がすべて（満期を向かえてしまって）無くなっている・・・という方が多いのが実情です。遺族が受け取った生命保険のうち「法定相続人の数×500万円」には相続税がかかりません。これを利用して納税資金を確保することを考えてください。これでは納税に足りない・・・という方は、（推定）相続人に「生命保険料」として使える現金を適宜贈与して、その方に自分を被保険者にした保険契約を結んでもらってください。その契約により支払われた保険金は、相続人の「所得税」課税となり、高額な相続税課税が予測される場合は、そのほうが税金が安くて済みます。

遺族年金の模式図

★ 会社員の妻の場合は、黄色+ピンク

★ 自営業の妻の場合は、黄色のみ



中高齢寡婦加算は、

①夫がなくなった当時40歳以上(H19年3月までは、35歳以上でした)の子のない妻

②子が18歳に達して遺族基礎年金を受けられなくなった妻
が受けられます。

中高齢寡婦加算がなくなって老齢基礎年金の支給になった時、中高齢寡婦加算を受けていた時より年金額が低くなる人には、その不足分をおぎなうため一定の加算が受けられ、これを経過的寡婦加算といいます。昭和31年4月1日以前生まれの人が対象です。

また、子供がいなくても遺族厚生年金は受けられますが、平成19年4月以降は、夫の死亡時、妻が30歳未満の場合は、支給期間が5年間に制限されました。